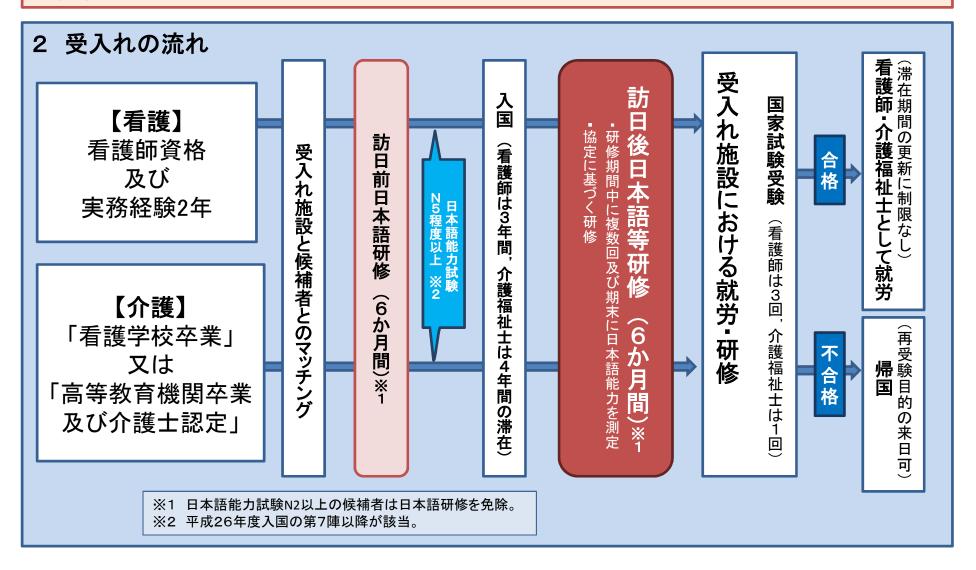
平成26年行政事業レビュー 「日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・ 介護福祉士候補者に対する日本語研修事業」 説明資料

平成26年6月 外務省南部アジア部 南東アジア第二課

1 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れ概要

1 趣旨·目的

経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、原則として外国人の就労が認められない分野において、**経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うもの**である。



2 平成25年度経済連携協定(EPA)に基づく インドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業

1 事業概要

目的

インドネシア人看護師・介護福祉士候補者が、本件研修を通じ日本の病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう日本語によるコミュニケーション能力、看護・介護に関する知識、更には、職場での心構え等を習得すること。(研修終了時に日本語能力試験N3程度の能力に達していることを想定)

実施期間

平成25年6月26日~12月20日(約6か月間)

対象人数

第6陣として平成25年に入国したインドネシア人看護師・ 介護福祉士候補者155名(看護48名,介護107名)

概要

(1)日本における研修

- オリエンテーション
- 一般日本語及び看護・介護専門日本語研修(675時間)
- 日本社会・生活習慣の理解・適応研修(50時間)
- 職場への理解・適応研修(90時間)
- ・ 研修成果を図るテスト(2か月に最低1回は実施)
- 候補者の成績の病院・介護施設への報告等

(2)候補者の来日支援

- 日本に来日するために必要な手続(航空券の手配等)
- 来日直前のオリエンテーションの実施
- 研修・滞在場所への引率

過去の実績

平成24年度予算にて、第5陣として入国したインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者101名を対象とした研修を 平成24年5月から11月に実施

2 日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定) (抜粋)

- 三. 国際展開戦略
- 1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

〇経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについて、インドネシア及びフィリピンからの受入れに加えて、 来年度からベトナムからの受入れを開始するとともに、今後の受入れ拡大に関して検討を続ける。

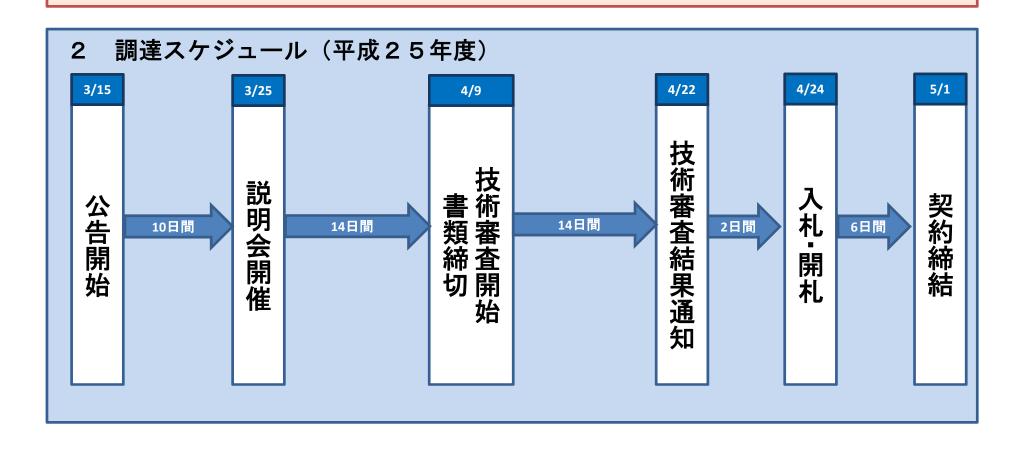
3 調達方法・スケジュール

1 調達方法

一般競争入札:総合評価落札方式

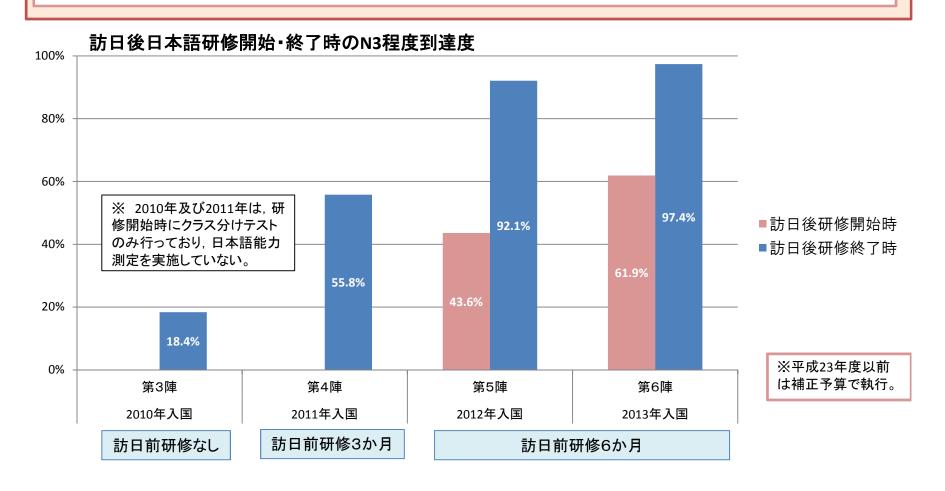
要件を満たす入札希望者の中から、入札者の技術等に係る評価の得点(技術審査点)と入札者の提案する入札価格に係る評価(価格点)を合わせた数値(総合評価点)の最も高い者を落札者とする。

※ 技術審査点:入札希望者が作成した業務企画書を基に、研修業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事者の経験能力を評価し点数化したもの。



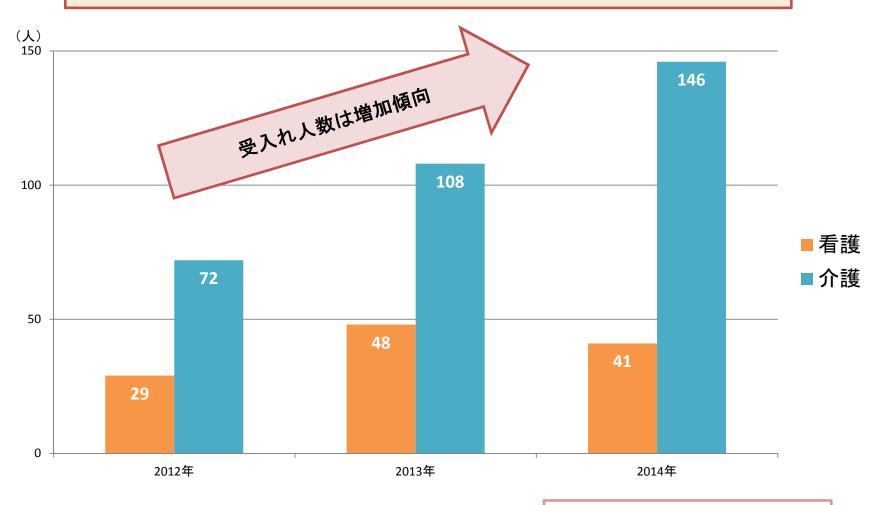
4 訪日後日本語研修の効果

- ●研修開始時と比較すると終了時の日本語能力は顕著な伸び。
- ●近年, 訪日後日本語研修終了時点にほぼ全ての候補者の日本語能力がN3程度(注)に到達。
- ●なお、追加的な訪日前日本語研修の効果もあり、N3程度到達度は増加。
- (注)「N3」は、日本語能力試験のレベル(N1~N5)のうちの一つ。 「N3」程度の日本語水準を候補者の就労・研修開始時に最低限必要とされるレベルの目安としている。



5 受入れ人数の推移

●受入れ人数(入国者数)は近年増加傾向(受入れ人数の累計は1,048人(注:2014年除く))。 ⇒一人あたり研修予算は減少。



(注)2014年については、受入れ予定者数。

(参考1) 協定条文(抜粋)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 附属書10 第7章関係(自然人の移動に関する特定の約束)

第6節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するインドネシアの自然人

1 次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間(この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

(省略)

- (d) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「看護師」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。
- (i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動
- (ii) (i)に規定する研修の修了後の、病院における「看護師」の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

(省略)

2 次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間(この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

(省略)

- (d) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「介護福祉士」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。
- (i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動
- (ii) <u>(i)に規定する研修の修了後の</u>、介護施設における「介護福祉士」の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

(省略)

(参考2) 国家試験合格者・合格率の推移

1 試験毎の合格者数と合格率

看護師国家試験に,2010年に3名,2011年に16名,2012年に47名,2013年に30名,2014年に32名(計128名)が合格。 介護福祉士国家試験に,2012年に36名,2013年に128名,2014年に78名(計242名)が合格。

試験実施年	看護師国家試験										介護福祉士国家試験									
	インドネシア			フィリピン			合計			インドネシア			フィリピン			合計				
	受験者数	合格者数	合格 率%	受験者数	合格者数	合格 率%	受験者数	合格者数	合格 率%	受験者数	合格者数	合格 率%	受験者数	合格者数	合格 率%	受験者数	合格者数	合格 率%		
2009年	82	0	0.0	-	ı	ı	82	0	0.0											
2010年	195	2	1.0	59	1	1.7	254	3	1.2	ため, 2012年までは受験なし										
2011年	285	15	5.3	113	1	0.9	398	16	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2012年	257	34	13.2	158	13	8.2	415	47	11.3	94	35	37.2	1	1	100	95	36	37.9		
2013年	173	20	11.6	138	10	7.2	311	30	9.6	184	86	46.7	138	42	30.4	322	128	39.8		
2014年	151	16	10.6	150	16	10.7	301	32	10.6	107	46	43.0	108	32	29.6	215	78	36.3		

2 累積合格率

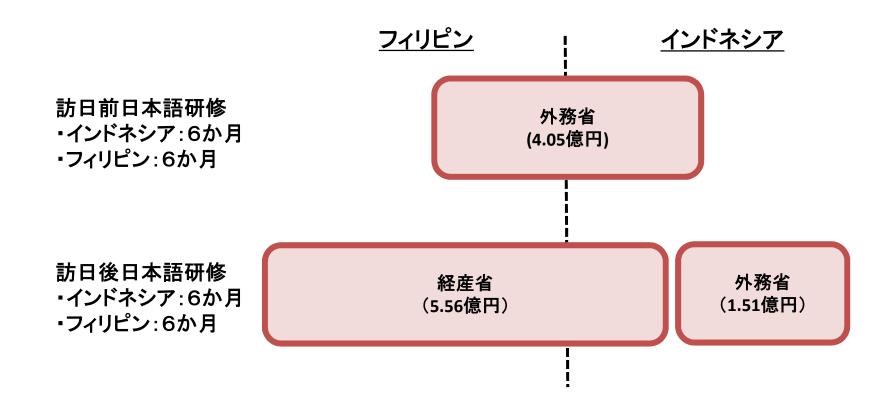
滞在延長年度の国家試験が終了した各陣の入国者数等と合格者数。

入国年	看護師国家試験									介護福祉士国家試験								
	インドネシア			フィリピン			合計			インドネシア			フィリピン			合計		
	入国者数①	合格者数②	2/1 (%)	入国者数①	合格者数②	2/1 (%)	入国者数①	合格者数②	2/1 (%)	入国者数①	合格者数②	2/1 (%)	入国者数①	合格者数②	2/1 (%)	入国者数①	合格者数②	②/① (%)
2008年	104	24	23.1	-	1	-	104	24	23.1	94	46	48.9	-	-	-	94	46	48.9
2009年	173	39	22.5	93	15	16.1	266	53	19.9	165	80	48.5	137	47	34.3	302	127	42.1
2010年	39	13	33.3	46	8	17.4	85	22	25.9	71	41	57.7	52	27	51.9	123	68	55.3

[※]上記①の看護については入国者数。介護については、国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得た者の数。

[※]上記②については合格年度を問わない。

(参考3) 平成25年度計上予算額



合計:11.12億円

外務省 5.56億円: 訪日前研修 4.05億円+訪日後研修 1.51億円

経産省 5.56億円: 訪日後研修 5.56億円